政　令

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十一号

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年二月二十一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年二月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十二号

特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の四、第五十八条の十七第二項第二号、第六十四条第一項、第六十六条第一項及び第二項、第六十八条並びに第六十九条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第六条中「この条」の下に「及び第十六条の三第四号」を加える。

第十六条の二第三号中「当該商品」の下に「若しくは物品」を加え、同条を第十六条の四とし、第十六条の次に次の二条を加える。

（法第五十八条の四の政令で定める物品）

第十六条の二　法第五十八条の四の政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一　自動車（二輪のものを除く。）
二　家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く。）
三　家具
四　書籍
五　有価証券
六　レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物

（適用除外される訪問購入の取引の態様）

第十六条の三　法第五十八条の十七第二項第二号の政令で定める取引の態様は、次のいずれかに該当する取引の態様とする。

一　現に店舗において購入を行つている購入業者（次号及び第三号において「店舗購入業者」という。）が定期的に住居を巡回訪問し、物品の売買契約の申込み又は売買契約の締結の勧誘を行わず、単にその申込みを受け、又は請求を受けてこれを締結して行う購入

二　店舗購入業者が顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入

三　店舗購入業者以外の購入業者が継続的取引関係にある顧客（当該訪問の日前一年間に、当該購入の事業に関して、二以上の訪問につき取引（当該取引について法第五十八条の七から第五十八条の九まで、第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第一号に掲げる行為がなかつたものに限り、法第五十八条の六若しくは第五十八条の十一若しくは第五十八条の十一の二の規定に違反する行為又は法第五十八条の十二第二号に掲げる行為があつたものを除く。）のあつた者に限る。）に対してその住居を訪問して行う購入

四　通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合として主務省令で定める場合において、その売買契約の相手方が購入業者の営業所等以外の場所における取引を誘引することにより行われる購入

第十七条第一項中「又は業務提供誘引販売業を行う者」を「、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者」に改め、同項の表に次のように加える。

購入業者	一　当該購入業者が訪問購入に係る売買契約の締結について行う勧誘に関する事項 二　当該購入業者が受ける訪問購入に係る売買契約の申込み又は当該購入業者が行う当該売買契約の締結に関する事項 三　当該購入業者が締結する訪問購入に係る売買契約の内容及びその履行に関する事項 四　当該購入業者が受けた訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回又は当該購入業者が締結した訪問購入に係る売買契約の解除に関する事項 五　当該購入業者が訪問購入に係る売買契約の相手方から引渡しを受けた物品の第三者への引渡しに関する事項

第十七条の二の表中

業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者	その者が締結する当該業務提供誘引販売取引に係る業務を提供する契約の内容及びその履行に関する事項

に、「又は業務提供誘引販売取引の相手方」を「、業務提供誘引販売取引の相手方又は訪問購入に係る売買契約の相手方」に改める。

業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者	その者が締結する当該業務提供誘引販売取引に係る業務を提供する契約の内容及びその履行に関する事項
購入業者が訪問購入に係る売買契約の相手方から引渡しを受けた物品の引渡しに関する事項（法第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合において受けた第三者	その者が引渡しを受けた当該物品の引渡しに関する事項

を　係る事　に、「又